

法人名:財団法人 青森県生活衛生営業指導センター

法人の概要

平成15年6月1日 現在

法人の名称	(財)青森県生活衛生営業指導センター	代表者職氏名	理事長 山本 昭三	所 管 課	健康福祉部 業務衛生課
設立年月日	昭和58年3月30日	事務所の所在地 (電話番号)	青森市堤町二丁目1番2号 石塚ビル3階 017-722-7002		

組織構成

理事・役員数	常勤 1 名	(県派遣) 名	(県OB) 1 名	非常勤 10 名	合計 11 名
監事・監査役数	常勤 名	(県派遣) 名	(県OB) 名	非常勤 2 名	合計 2 名
職 員 数	常勤 3 名	(県派遣) 名	(県OB) 1 名	非常勤 名	合計 3 名

臨時職員は非常勤に含む。

基本財産・資本金等

	うち県の出資等額		県の出資等比率
基本財産・資本金	5,160 千円	1,500 千円	29.1 %
基 金	千円	千円	%
合 計	5,160 千円	1,500 千円	29.1 %

主な出資者等の構成(出資等比率順位順)

氏名・名称	金額(千円)	出資等比率(%)
1 青森県	1,500	29.1%
2 青森県理容生衛組合	445	8.6%
3 青森県美容業生衛組合	384	7.4%
4 青森県社交飲食業生衛組合	350	6.8%
5 青森県料理飲食業生衛組合	310	6.0%
6 青森県旅館ホテル生衛組合	286	5.5%
7 青森県すし業生衛組合	247	4.8%
8 青森県公衆浴場業生衛組合	238	4.6%
9 青森県クリーニング生衛組合	237	4.6%
10 青森県食肉生衛組合	234	4.5%

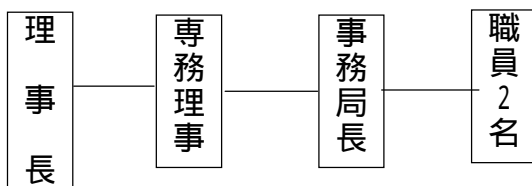
会 員 数(社団法人対象)

区 分	正会員	賛助会員	その他の会員	合計
法 人				0
個 人				0

寄付金に関する減免措置

特定公益法人の有無	有 (年 月 月より)	無
指定寄付金の有無	有 (年 月 日~年 月 日)	無

組 織 図 (簡略に記入するか別紙で添付してください。)



設 立 目 的

生活衛生関係営業の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号。以下「法」という。)に基づき、青森県における生活衛生関係営業(法第2条第1項各号に掲げる営業をいう。以下同じ。)について、経営の健全化及び振興を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護を図ることを目的とする。

設 立 の 背 景

理・美容業、クリーニング業、旅館業、公衆浴場業及び飲食店営業等の生活衛生関係営業(以下「生衛業」という。)は、それぞれ美容師法、クリーニング業法あるいは食品衛生法等個別の業法によって主に公衆衛生の見地から特別の衛生指導が行われている。

生衛業の多くは経営基盤が脆弱な中小零細企業であり、とすれば大企業の進出や業者間の過当競争によって経営が不安定に陥り、引いては適切な衛生水準の維持向上が阻害される傾向にある。

このような状況から生衛業の健全な経営の確保を図り、これにより公衆衛生の維持増進を期するため、厚生労働省は昭和32年に制定された生衛法に基づき生活衛生同業組合及び生活衛生同業組合連合会の設立促進に努め、これらの組合を通じて業者の自主的活動の促進を図ってきましたが、昭和50年代に入ると生衛業を取巻く経営環境は、営業施設の増加による過当競争や大企業の進出による事業分野の紛争が生じるなどますます厳しく、このような諸情勢に対応し生衛業の振興及び経営の安定を図るため昭和54年法律改正により都道府県生活衛生営業指導センターの設立が法制化されたことにより(財)青森県環境衛生営業指導センターは昭和58年設立し、事業に要する経費について国、県からの補助を受け生衛業の振興と消費者利益の擁護を図るため各種の指導事業並びに調査事業を実施するものである。

事 業 内 容

- (1)生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化についての相談と指導
- (2)生活衛生関係営業に関する利用者又は消費者の苦情処理及び苦情に関する業者又は生活衛生同業組合の指導
- (3)標準営業約款に関する登録
- (4)生活衛生関係営業に関する講習会、講演会、展示会等の開催又はそのあっせん
- (5)生活衛生関係営業に関する情報又は資料の収集、提供
- (6)生活衛生関係営業の振興のための事業
- (7)その他この法人の目的を達成するために必要な事業

マネジメント

1 経営理念、中長期経営計画

(1)経営者の経営理念・基本目標等

当財団は、県内の生活衛生関係営業に係る経営の健全化及び振興、衛生水準の維持向上、利用者の利益擁護を図ることを目的に設立され、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興について、各種相談指導事業を実施することにより、経営基盤が脆弱で中小零細企業の占める割合が多い県内の生活衛生関係営業者の経営の安定と業界の発展に寄与する。

(2)平成14年度における経営者の経営目標の達成度の自己評価

当該年度の事業計画に基づき県内生衛業者の経営の健全化及び業界の活性化と振興を図るべく経営、融資、衛生、税務等の諸事業を実施し、中でも高齢化社会を迎え生衛業が地域福祉の増進に貢献するための検討を重ね結果を報告書としてまとめ配布したところであるが、個々の生衛業者への地域福祉に対する視点の啓発になったと思われる。

また、ホームページの開設をしたことで、よりタイムリーな情報提供の実現ができた。

(3)平成15年度における経営者の経営目標

県内における生活衛生関係営業者の主体的な努力を経営指導や情報提供の面からさらなる支援をすることによって、業界の活性化と発展に繋げるための(1)経営相談指導事業、(2)調査事業、(3)広報事業等の諸事業を実施する。

また削減される補助金だけに依存しないため、その他に財源を確保することは最重点課題として十分承知しているところであるが賛助会員である生活衛生同業組合の組合員は年々減少傾向にあり値上も難しく、昨今の景気の低迷では新規賛助会員の獲得も非常に厳しい状況にあるが、引続き組合加入促進に努め財源の確保にも繋げる。

(4)中長期経営計画の状況

計画の策定状況	(14年度 ~ 20年度)	○ <u>昨年度までに策定済</u>
		今年度策定

2 事業内容等

(1)平成15年度予定している主な事業

事業名	事業区分	公益・収益区分	直営・委託区分	金額(千円)	全体事業費に占める割合(%)	事業内容
生活衛生関係営業振興事業	補助事業	公益	直営	3,600	10.3%	生衛業の振興と地域活性化を図るため、消費者サービスの向上及び需要拡大のためのPR事業並びに顧客満足度を高めるため生衛業界の技術的なレベルアップを図るため専門技術の向上研鑽を行う。
活性化事業	補助事業	公益	直営	1,788	5.1%	生活衛生関係業者が地域福祉の増進に貢献するため、障害者や高齢者等に対して実施している施設設備の改善やサービスの取り組みについて現状を把握検討し、業界の新たな経営基盤の安定化を構築する。
小企業等設備改善資金融資等指導事業	補助事業	公益	直営	1,389	4.0%	生活衛生関係営業の健全な発展と衛生向上及び確保のため、小企業者等を金融面から補完するための相談指導を実施し経営改善を促進する。
相談室運営事業	補助事業	公益	直営	1,395	4.0%	生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上並びに経営の近代化・合理化を推進するための相談指導業務を強化するため相談室の充実を図る。
生衛業情報化整備事業	補助事業	公益	直営	586	1.7%	多岐にわたる消費者のニーズに対応するため、生衛業に関する各種情報の収集・提供に努めるとともに経営相談指導等に活用を図り業務の効率化・迅速化を行う。
経営指導員指導事業	補助事業	公益	直営	532	1.5%	生衛業の個々の体質改善を図り経営の近代化・合理化等を推進するため、生活衛生営業経営指導員による一層の経営の健全化と公衆衛生の発展向上を図る。
地区生衛業指導事業	補助事業	公益	直営	506	1.5%	指導センター所在地以外の地区で相談室を開設し、地域の実情に応じた相談指導事業を実施し生活衛生関係営業の経営の健全化を促進し、その衛生水準の維持向上と組織強化を図る。
税務相談事業	補助事業	公益	直営	355	1.0%	個人業者が大半を占める生活衛生関係営業において複雑な税制について適切に対応するのは難しいため、税理士の活用により生衛業に係わる税務事務の効率化、円滑化を図る。
相談指導顧問設置事業	補助事業	公益	直営	256	0.7%	社会経済環境の変化や多様化する生活衛生関係営業の経営について、中小企業診断士等の専門家を設置し、専門的な経営に関する相談等に応じ指導業務の充実を図る。
公益事業支出	34,801 千円		直営事業支出	34,801 千円		
収益事業支出			委託事業支出	0 千円		
当期支出(+)	34,801 千円		当期支出(+)	34,801 千円		
/	100.0 %		/	100.0 %		

(2)平成15年度予定している主な事業に係る目標(指標)内容

事業名				目標値
生活衛生関係営業振興事業				生衛業の経営の健全化を通じた衛生水準の維持向上、需要の開拓等地域の活性化及び消費者サービスの向上を図る。
過去の実績 (単位)	平成12年度	平成13年度	平成14年度	設定理由等
	イベント1回食と暮らしのフェア	消費者対策事業7件、専門技術習得事業3件、後継者育成事業1件	消費者対策事業7件、専門技術者育成事業4件	公衆衛生の確保を第一義とし、その上で需要の拡大と振興を図り、経営の安定とサービスを提供し消費者の利益を擁護することで生衛業の振興を推進する。

事業名				目標値
活性化事業				生衛業が地域福祉の増進に貢献するため、高齢者や障害者に対して実施している施設・設備の改善やサービスの取組み状況を把握し社会環境の変化に対応した店づくりを図る。
過去の実績 (単位)	平成12年度	平成13年度	平成14年度	設定理由等
	消費者モニター事業(192件)	経営基盤支援事業(600件)	経営基盤支援事業(650件)	生衛業が地域福祉の増進に貢献するため、高齢者や障害者に対して実施している施設・設備の改善やサービスの取組み状況を把握し社会環境の変化に対応した店づくりを図る。

事業名				目標値
小企業等設備改善資金融資等指導事業				生衛業の健全経営、衛生水準の維持向上と確保を図るため小規模で資金力が乏しい生衛業者に長期・低利の融資制度について活用指導を行う。
過去の実績 (単位)	平成12年度	平成13年度	平成14年度	設定理由等
	85件	83件	88件	一般金融機関からの借入が困難な小規模零細の生衛業に対し、金融面から補完し経営の改善を図る。

事業名				目標値
相談室運営事業				生衛業の衛生水準の維持向上、経営の合理化等を推進するため相談室事業の利用を啓蒙する。
過去の実績 (単位)	平成12年度	平成13年度	平成14年度	設定理由等
	48件	56件	115件	生衛業の衛生水準の維持向上、経営の合理化等を推進するため相談室事業の充実を図る。

事業名				目標値
生衛業情報化整備事業				生衛業に関する各種情報の収集・蓄積を行い、情報の整備により経営相談、指導の充実強化を図る。
過去の実績 (単位)	平成12年度	平成13年度	平成14年度	設定理由等
			HP開設 アクセス件数829件	PCによる経営診断や情報の分析、情報提供の効率化と迅速化を図る。

事業名				目標値
経営指導員指導事業				生衛業の個々の体質改善を図り経営の近代化・合理化の促進を推進し生衛業の発展と公衆衛生の向上に努める。
過去の実績 (単位)	平成12年度	平成13年度	平成14年度	設定理由等
	122件	49件	83件	生衛業者に対し経理、衛生、融資等の指導を実施し営業設備の近代化・合理化を図る。

(3) 主な受託事業の再委託状況

(単位:千円)

受託事業名 (再委託先)	再委託の内容・理由	13年度再委託金額		14年度再委託金額	
		13年度受託事業費		14年度受託事業費	
			/		/
合 計		0		0	
		0		0	

(4) 直営事業の比率

(単位:千円)

項 目	12年度	13年度	14年度
直営事業支出額	36,604	36,217	35,761
委託事業支出額			
当期支出額(+)	36,604	36,217	35,761
/	100.0%	100.0%	100.0%

直営事業とは、公社等が自ら実施している事業です。

(5) 公益事業と収益事業の比率

(単位:千円)

項 目	12年度	13年度	14年度
公益事業支出額	36,604	36,217	35,761
収益事業支出額			
当期支出額(+)	36,604	36,217	35,761
/	100.0%	100.0%	100.0%

(6) 実施事業の広報活動等

広報した事業等	実施時期	実施媒体	広報内容(概要)
地区生衛業指導事業	5月	関係団体等へ郵送によりチラシ配布	地区相談室の利用促進並びに開催日程
指導センター事業	通年	経営指導員巡回による配布	リーフレット、融資パンフ、組合加入促進パンフ
指導センター事業	通年(14.12月開設)	インターネットによるHP	指導センター事業全般

(7) 類似事業を行う業種又は事業者名

業種又は事業者名	類似している事業内容

その事業者が、県が出資等を行っている法人であるか否かに関わらず、記入してください。

3 組織体制等

(1) 役職員数(15.6.1現在)

(単位:人)

項目	13年度	14年度	15年度
常勤役員	県派遣職員		
	県職員OB	1	1
	民間からの役員		
	プロバ'-職員		
	小計	1	1
常勤職員	県派遣職員		
	県職員OB	1	1
	プロバ'-職員	2	2
	小計	3	3
非常勤役員	県・市町村関係		
	民間からの役員		
	小計	0	0
非常勤職員	県職員OB		
	その他の職員		
	小計	0	0
臨時職員			
計(～)	4	4	4

(2) 職員の年代別構成(15.6.1現在)

(単位:人)

	50代以上	40代	30代	20代	10代	合計
プロバ'-職員	1	1				2
県派遣職員						0
県職員OB	1					1
非常勤職員						0
臨時職員						0
計	2	1	0	0	0	3

(3) 職員の勤続年数別構成(15.6.1現在)

(単位:人)

	30年以上	20年以上	10年以上	5年以上	5年未満	合計
プロバ'-職員		1		1		2
県派遣職員						0
県職員OB				1		1
非常勤職員						0
臨時職員						0
計	0	1	0	2	0	3

(4) 役職員の見直し内容

13年度	14年度	15年度

(5) 常勤職員の給与体系

(いずれかに をして下さい。)	給与体系の見直し予定
1 法人独自の給与体系	1 有 (年 月予定)
2 県の給与体系を準用	<input checked="" type="radio"/> 無
<input checked="" type="radio"/> 3 その他 (生活衛生営業指導費補助金で定める額)	3 その他 ()

給与体系の見直し予定がある場合、どの様に見直しする予定か記入してください。

--

4 マネジメント評価

(1) 経営理念・基本目標、中長期経営計画、提言への対応

評価項目	公社等記入		所管課記入	
	はい	いいえ	はい	いいえ
経営者の経営理念・基本目標は、貴団体の設立目的に立脚して策定していますか。				
経営者の経営理念・基本目標は経営者が自らリーダーシップを発揮し、単に訓示する等にとどまらず日常の経営活動の中で役員・職員に周知徹底するようにしていますか。				
貴団体の実施事業に関連のある社会経済動向や経営環境について調査、分析し、その結果を資料としてまとめ、それを貴団体の経営活動に活かしていますか。				
貴団体と同種の事業を行う他団体の経営情報について調査、分析し、その結果を資料としてまとめ、それを貴団体の経営活動に活かしていますか。				
顧客（サービス等を提供する対象）、市場及び県民ニーズについて事業毎に調査、分析し、その結果を資料としてまとめ、それを貴団体の経営活動に活かしていますか。				
経営者の経営理念・基本目標に基づき、中長期経営計画を策定していますか。				
中長期経営計画と県の政策との整合性について県の所管部局と十分に協議していますか。				
中長期経営計画に経営数値目標が含まれていますか。				
中長期経営計画に基づき、年度ごとに経営数値目標を作成していますか。				
年度ごとの経営目標には、事業ごとに経営数値目標が含まれていますか。				
外部経営環境の変化に応じて中長期経営計画を見直し、修正するシステムがありますか。				
中長期経営計画の見直しを踏まえて、年度ごとの経営数値目標と実績を比較、分析して、その結果に応じて次年度の経営数値目標や計画を見直すシステムがありますか。				
民間や他の団体が担える業務が、貴団体の業務に含まれていませんか。				
公社等経営委員会からの提言について対応策を策定し、実施していますか。				
公社等経営評価委員会からの提言等について対応策を策定し、実施していますか。				
合計数	15	0	15	0
	はいの割合	100.0%	はいの割合	100.0%
	評価	A	評価	A

経営理念・基本目標・中長期経営計画に関する公社等の考え方	経営理念・基本目標・中長期経営計画に関する所管課のコメント
<p>生活衛生関係営業の健全な発展を図るため「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」並びに国が定めた各種要綱の規定を遵守し、当指導センター寄附行為に定める事業を推進している。</p> <p>生活衛生関係営業の健全経営及び振興を図るため、モニター調査による消費者ニーズの把握並びに消費者代表と関係組合代表者との情報交換を行い、消費者の意見や要望を資料としてまとめ関係組合を通じて営業者に提供している。</p> <p>生活衛生関係営業の地域社会における福祉増進への取組みを営業の振興・発展につなげるため、営業者が実施している高齢者や障害者に対するサービス、取組み状況や考え方を把握し、学識者、関係組合代表者との情報交換を行い地域福祉の増進への取組みと経営基盤を支援する促す資料としてまとめ、営業の活性化を図るため関係組合及び営業者に提供している。</p> <p>経営環境の変化、事業目標と実績を踏まえ事業の運営方法、目標値の設定、事業計画の見直し等を逐次行い、事業の効率化・効果が図られるよう務めている。</p> <p>当センターでは就業規則、経理規程、公印取扱規程、旅費規程、給与規程を設け内部統制を行っている。理事長、理事（一部除く）、監事は組織構成会員である組合の出身者が選任され組織運営し、業務に精通したものが充っている。また、職員の資質の向上を図るため上部団体が行う研修会に派遣し業務の円滑な運営に努めている。</p>	<p>指導センターは、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律、寄付行為に定める事業及び国が定める各種要綱等の規定を厳守の上、経営理念・基本目標、中長期経営計画等を尊重し、年度ごとに事業計画を定め、事業を展開している。</p>

(2) 事業内容等

評価項目	公社等記入		所管課記入	
	はい	いいえ	はい	いいえ
貴団体の事業内容は設立目的と合致していますか。				
貴団体の事業内容は、関連のある県の事業計画と整合性がとれていますか。				
貴団体の事業内容は、外部経営環境を考慮していますか。				
事業の目標は、数値で設定されていますか。				
事業の目標値と実績値を比較し、差異の原因分析を行い、その結果を経営者層に報告するシステムが構築されていますか。				
事業の目標値が達成されなかった場合、対応策を策定し、それを実施していますか。				
顧客のニーズの把握・調査を行い、その結果を受けて経営改善策を実施していますか。				
いわゆる「顧客満足度調査」を行い、その結果を受けて経営改善策を実施していますか。				
受託事業を再委託する際、主要部分は直営で実施するなどその内容は適切ですか。	-	-	-	-
実施事業の広報活動について、積極的に取り組み、その効果について検証を行っていますか。				
顧客から貴団体が行う広報活動についての提案があった場合、それを広報活動の改善に反映させるように取り組んでいますか。				
合 計 数	10	0	10	0
	はいの割合	100.0%	はいの割合	100.0%
	評 価	A	評 価	A

事業内容等に関する公社等の考え方	事業内容等に関する所管課のコメント
<p>当指導センター事業については生活衛生関係営業の振興発展消費者利用者の利益の擁護を図るなど目的達成のため、各種事業の実施に当たっては関係団体等の連携を密にし実施している。</p> <p>生衛業の経営上の問題点、経営対策の実施状況、消費者モニターによるアンケートの実施、高齢者や障害者等への対応意識、取り組みについての実態調査、成功事例等の調査を実施し、関係団体へ情報提供している。</p> <p>当指導センターの事業内容の周知を図るため広報誌、リーフレット、ホームページにより情報提供に努めている。</p> <p>今後営業の振興発展を図るためモニターによる調査、営業者によるアンケート調査を行い事業の効果等把握に努めたい。</p>	<p>指導センターでは、設立目的に基づき、生活衛生関係営業の経営の健全化及び振興を通じ、関係施設の衛生水準の向上を図り、利用者の利益の擁護を図るための事業を展開している。</p>

(3) 組織体制等

評価項目	公社等記入		所管課記入	
	はい	いいえ	はい	いいえ
役員の選任に際しては、経営責任を果たせる人材を登用し、かつ、常勤役員を最小限にしていますか。				
経営上の重要な意思決定(一定金額以上の借入金、投資、職員の給与等)は、理事会等の決議によりなされていますか。				
貴団体の経営活動について、理事会が実効性・責任性を持って年4回以上実施されていますか。				
監事監査が実効性をもって実施され、その指摘事項に対し改善策を実施していますか。				
内部統制のあり方を定期的に見直ししていますか。				
決裁に関する規程は、適正であり、遵守されていますか。				
組織が硬直化しないように、組織(課・係の再編成やフラット化、事務分掌の変更等)の見直しを行っていますか。	-	-	-	-
業務量に照応して職員数は適正ですか。				
職能の向上と職場の活性化のため、適材適所に配慮しつつ、同一職務への長期間の職員配置の見直しを行っていますか。	-	-	-	-
プロパー職員の役員・管理職登用を行っていますか。	-	-	-	-
役員報酬は役員の職能遂行度と経営状況に鑑みて適切なものとなっていますか。				-
職員給与は職員の業績と経営状況に鑑みて適切なものとなっていますか。				-
適正な人事評価制度を導入していますか。	-	-	-	-
管理職を対象とした研修を行っていますか。				
一般職員の能力を引き出すような研修を行っていますか。				
職員の経営への参画意識や積極的な問題提起意識を具体的に取り上げる仕組みがありますか。				
他団体との人事交流(研修派遣等を含む)を行っていますか。				
経営情報等の情報公開を、県民に対し、貴団体独自に行っていますか。				
合 計 数	11	3	11	3
	はいの割合	78.6%	はいの割合	78.6%
	評 価	B	評 価	B

組織体制等に関する公社等の考え方	組織体制等に関する所管課のコメント
<p>当指導センター職員数及び職員給与については国の医療関係者養成対策費等補助金により規定されている。</p> <p>一般職員の研修については上部団体が実施する研修へ派遣している。</p> <p>情報公開について当センターHPで公開している他、事務所備付で来所者が閲覧できる。</p>	<p>指導センターは、事務局が小規模な組織であり、経営指導員3名及び事務員1名の職員数については、医療関係者養成確保対策費等補助金交付要綱により定められている。</p>

(4) 事業遂行の効率性等

評価項目	公社等記入		所管課記入	
	はい	いいえ	はい	いいえ
事務処理の問題点の把握や原因分析を行っていますか。				
把握された事務処理の問題点に対する改善を行っていますか。				
管理費削減のために支出項目の分析を行っていますか。				
管理費削減のために具体的な改善を行っていますか。				
業務委託や一定金額以上の物品購入コストの低減のために、入札方式や契約方法を工夫していますか。				
効率的・効果的な業務遂行のために外部委託を行っていますか。	-	-	-	-
外部委託業者の選定基準・プロセスが公開され、明確ですか。	-	-	-	-
取引相手先が5年以上固定化していませんか。				
金融機関等に対する金利交渉等を行っていますか。	-	-	-	-
資金運用、投資先を定期的に見直ししていますか。	-	-	-	-
保有資産の含み損はありませんか。				
回収困難な債権が増加していませんか。				
マーケティング活動を積極的に行っていますか。				
合計数	9	0	9	0
	はいの割合	100.0%	はいの割合	100.0%
	評価	A	評価	A

事業遂行の効率性等に関する公社等の考え方	事業遂行の効率性等に関する所管課のコメント
<p>事務処理については定期的な点検を行い問題点があった場合には逐次改善を図る。また、事業遂行にあたっては、国、県の実情に準拠し、事業の効率化を図るためOA機器を有効利用している。</p>	<p>事務処理の問題点については、定期的な把握や原因分析を行い、逐次問題点の改善を行っている。また、管理費削減のために支出項目の分析を行い改善に努めるほか、ニーズ調査を行い、業務の適正執行、効率化に努めている。</p>

財務

1 財務の状況

二つ以上の会計部門を持っている法人は総括表により記載する。

(1) 収支計算の概要

(単位:千円未満四捨五入)

収入の部		12年度	13年度	14年度
ア	基本財産運用収入	15	9	7
イ	入会金収入			
ウ	会費収入	275	250	250
エ	事業収入	333	443	126
オ	補助金等収入	30,355	29,600	29,345
カ	負担金収入			
キ	受託収入	4,100	4,100	3,800
ク	寄付金収入			
ケ	運用財産受取利息	5	1	3
コ	雑収入			
サ	基本財産収入			
シ	固定資産売却収入			
ス	敷金・保証金戻り収入			
セ	借入金収入			
ソ	特定預金取崩収入			
タ	他会計受入収入	1,650	1,650	1,930
チ	当期収入合計	36,733	36,053	35,461
ツ	前期繰越収支差額	859	988	824
テ	収入合計	37,592	37,041	36,285
支出の部				
ト	事業費	13,152	12,532	11,595
ナ	管理費	21,802	22,036	22,236
	ニ (うち人件費)	18,061	17,888	18,146
ヌ	固定資産取得支出			
ネ	敷金・保証金支出			
ノ	借入金返済支出			
ハ	特定預金支出			
ヒ	他会計繰入支出	1,650	1,650	1,930
フ	当期支出合計	36,604	36,218	35,761
ヘ	当期収支差額 チ-フ	129	165	300
ホ	次期繰越収支差額	988	823	524

注1 正味財産増減計算書より

増加の部				
マ	退職給与引当金取崩額			
ミ	その他の引当金取崩額			
減少の部				
ム	固定資産除売却額			
メ	固定資産減価償却額	704	649	641
モ	退職給与引当金繰入額			
ラ	その他の引当金繰入額			

注1 減価償却方法

(例:定額法による税法基準の償却率)

定額法による税法基準の償却率

償却過不足額	12年度	13年度	14年度
償却不足額の当該年度分は メ に加味する。			

注2 退職給与引当金の引当方法

退職給与引当金の算出方法、決算書上の負債としての計上の状況、特定資金の留保の状況について記載してください。

中小企業退職金共済事業団の中小企業退職金共済制度に加入している。

(引当していない場合や引当不足がある場合は、支給対象社員の自己都合退職の期末要支給額を計算し、期末帳簿残高との差額を **モ** に入れる。)

注3 その他の引当金の種類と引当方法

引当金の名称	引当方法
引当金の名称	引当方法
引当金の名称	引当方法

引当不足がある場合は、あるべき期末残高と期末帳簿残高との差額を **ラ** に加味する。

(2) 財政状態の概要

(単位:千円未満四捨五入)

項 目		12年度	13年度	14年度
a	流動資産	1,264	1,099	675
b	固定資産	11,132	10,483	9,842
c	(うち基本財産 / 基本金)	5,160	5,160	5,160
d	(うちその他の固定資産)	5,972	5,323	4,682
e	資産合計	12,396	11,582	10,517
f	流動負債	276	276	151
g	(うち借入金)			
h	固定負債			
l	(うち借入金)			
j	負債合計	276	276	151
k	正味財産	12,120	11,306	10,366
l	(うち当期増減額)	575	814	753

(3) 内部留保金額 年度末現在

(単位:千円未満四捨五入)

項 目	12年度	13年度	14年度
総資産額	12,119	11,306	10,366
(1) 財団法人における基本財産	5,160	5,160	5,160
(2) 公益事業を実施するために有している基金			
(3) 法人の運営に不可欠な固定資産			
(4) 将来の特定の支払に充てる引当資産等	3,000	3,000	3,000
(5) 負債相当額			
m 内部留保金額	3,959	3,146	2,206

「内部留保」とは、総資産額から、次の事項等を控除したものである。

財団法人における基本財産

公益事業を実施するために有している基金(事業目的が限定的であり、容易に取り崩しができないものに限る。)

法人の運営に不可欠な固定資産: 法人事務所、事業所、土地、設備機器等 (固定資産については、真に必要な水準に限られるべきものであり、法人の事業内容、規模等から考えて不必要に広い法人事務所等は、これに該当しない。)

将来の特定の支払に充てる引当預金等: 退職給与引当金、減価償却引当預金等 (引当預金についても、法人の運営上将来必要な特定の支払に充てることが明瞭であり、かつその支払等が可能な限り明確に予定されているものに限られるべきである。従って、退職給与引当金の債務の額を超えて引き当てられた退職給与引当預金等は、これに該当しない。)

負債相当額(将来の支出が明瞭なものに限る。また、引当預金を有しているものは除く。)

(4)補助金等の受入状況

(単位:千円未満四捨五入)

区 分	交 付 者	12年度	対全体収入比 (左の額/千)	13年度	対全体収入比 (左の額/千)	14年度	対全体収入比 (左の額/千)
	国・地方公共団体						
補助金収入 1	国	13,077	35.6%	12,750	35.4%	12,621	35.6%
	県	17,077	46.5%	16,750	46.5%	16,624	46.9%
	その他	200	0.5%	100	0.3%	100	0.3%
	小計	30,354	82.6%	29,600	82.1%	29,345	82.8%
受託料収入 2	国						
	県						
	その他	4,100	11.2%	4,100	11.4%	3,800	10.7%
	小計	4,100	11.2%	4,100	11.4%	3,800	10.7%
そ の 他 3	国						
	県						
	その他						
	小計	0		0		0	
合 計		34,454	93.8%	33,700	93.5%	33,145	93.5%

1～3の具体的内容

補助金収入

青森県生活衛生指導助成費補助金(国、県1/2)
青森県生活衛生関係営業振興事業費補助金

受託料収入

(財)理容師美容師試験研修センター委託事務交付金

2 財務分析

(1) 損益計算

収支計算書等を以下のように組み替えて、フロー式(公益法人会計基準第5の2の但し書き)の正味財産増減計算書を作り、損益の状況を発生原因別に明らかにする。

(単位:千円未満四捨五入)

フロー式正味財産増減計算書(損益計算書)		12年度	13年度	14年度	
増加原因の部		計算式			
基本財産運用収入	ア	15	9	7	
入会金収入	イ	0	0	0	
会費収入	ウ	275	250	250	
事業収入	エ	333	443	126	
補助金等収入	オ	30,355	29,600	29,345	
負担金収入	カ	0	0	0	
受託収入	キ	4,100	4,100	3,800	
寄付金収入	ク	0	0	0	
運用財産受取利息	ケ	5	1	3	
雑収入	コ	0	0	0	
基本財産収入	サ	0	0	0	
固定資産売却益(損)	シ - ム	0	0	0	
退職給与引当金取崩額	マ	0	0	0	
その他の引当金取崩額	ミ	0	0	0	
小計	リ	35,083	34,403	33,531	
減少原因の部		計算式			
事業費	ト	13,152	12,532	11,595	
管理費	ナ	21,802	22,036	22,236	
固定資産減価償却費	メ	704	649	641	
退職給与引当金繰入額	モ	0	0	0	
その他の引当金繰入額	ラ	0	0	0	
小計	ル	35,658	35,217	34,472	
当期正味財産増減額(当期利益・損失額)	レ	リ - ル	575	814	941

(2) 独立採算過不足額計算

損益計算の結果を受けて、法人運営費用に対する独立採算の過不足額を計算する。

(単位:千円未満四捨五入)

独立採算過不足額計算書		12年度	13年度	14年度	
計算式					
当期正味財産増減額(当期利益・損失額)	レ	575	814	941	
補助金等収入	オ	30,355	29,600	29,345	
独立採算過不足額()	ロ	レ - オ	30,930	30,414	30,286

次の計算式で、独立採算度を計算する。

(単位:%小数点1桁)

独立採算度の計算		12年度	13年度	14年度
独立採算過不足割合 = ロ 独立採算過不足額 / ト 事業費 + ナ 管理費		88.5	88.0	89.5

(3)その他の財務分析比率表

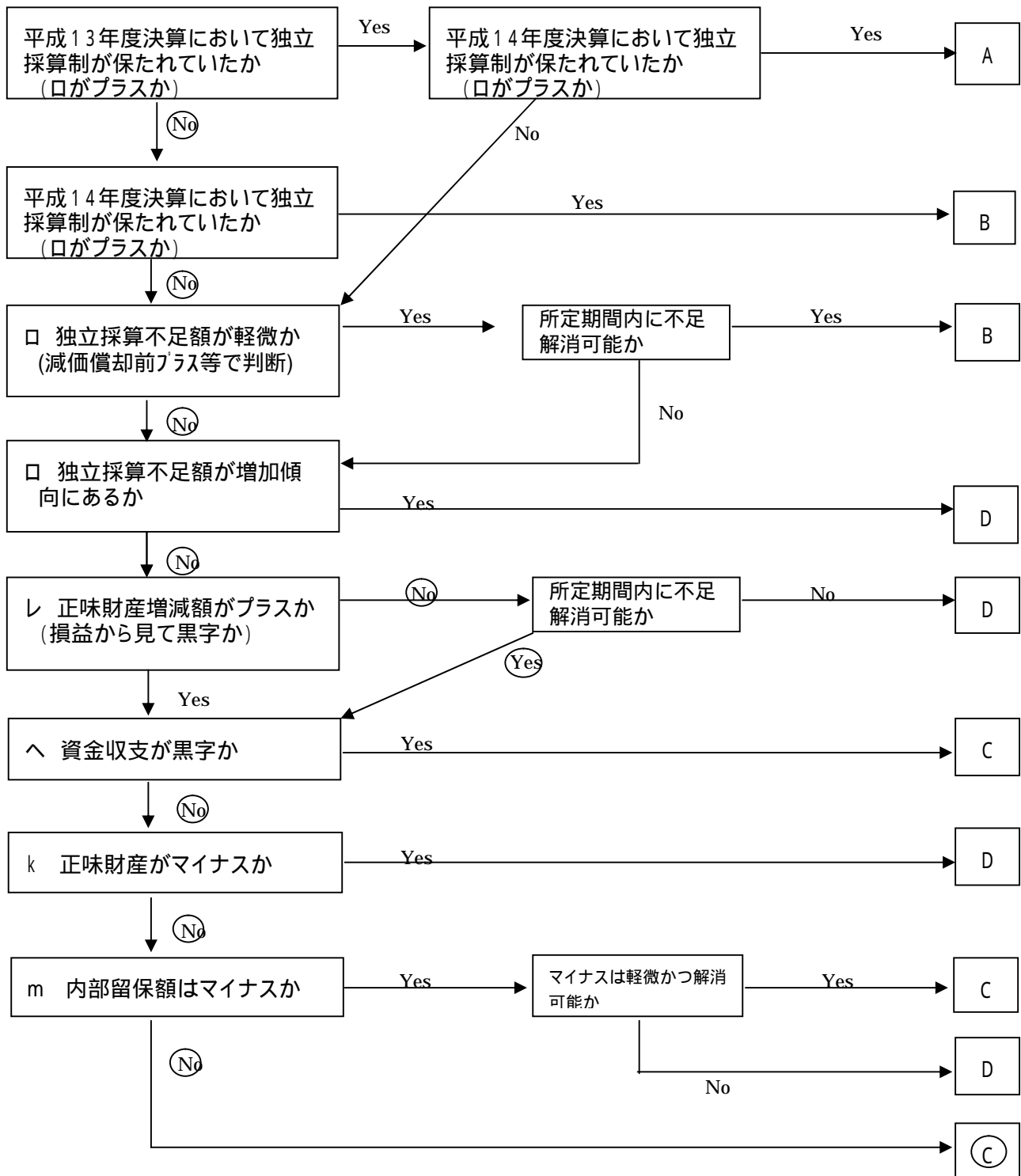
(単位:%・小数点1桁)

比率の名称	算式	12年度	13年度	14年度	傾 向 (14年度/13年度)
健全性					
内部留保率	m 内部留保金額 / ㊦ 当期収入合計	10.8	8.7	6.2	
管理費比率	㊦ 管理費 / ㊦ 当期支出合計	59.6	60.8	62.2	
人件費比率	㊦ 管理費(うち人件費) / ㊦ 管理費	82.8	81.2	81.6	
採算性					
正味財産対収支差額比率	㊦ 当期収支差額 / k 正味財産	1.1	1.5	2.9	
総資産対収支差額比率	㊦ 当期収支差額 / e 資産合計	1.0	1.4	2.9	
総収入対収支差額比率	㊦ 当期収支差額 / ㊦ 当期収入合計	0.4	0.5	0.8	
総資産回転率	㊦ 当期収入合計 / e 資産合計 (単位:回)	3.0	3.1	3.4	
1人当たり年間収入	㊦ 当期収入合計 / 総職員 (単位:千円)	9,183	9,013	8,865	
安全性					
流動比率	a 流動資産 / f 流動負債	458.0	398.2	447.0	
総資産対正味財産比率	k 正味財産 / e 資産合計	97.8	97.6	98.6	
借入金依存度	借入金等残高 / e 資産合計	0.0	0.0	0.0	
		上昇数	2	評価	+
		横ばい数	5		
		下降数	4		

3 財務評価

(1) 評価のフローチャート(下記の該当するYes、No及びA～Dを丸で囲むこと)

< 独立採算過不足額計算書他からみて >



A: 良好
 B: 概ね良好
 C: 改善を要する
 D: 大いに改善を要する

(2) 財務分析に関するコメント

公社等の業種や性格、公共性、また設備投資の多寡、経営の責めに帰すべき理由など、特記事項がある場合には、その内容(県の施策等と実施事業の関連性、類似事業を行う法人等の状況等の考慮)を具体的に記入する。

公社等コメント	所管課コメント
<p>当指導センターは生活衛生関係営業の経営の健全化等を目的とした公益性の高い指導機関であり、収入の殆どを占める補助金を収益としている。このことから独立採算過不足額はマイナスとなっているものである。今後も経営努力を行い事業を実施する。</p>	<p>(設立の経緯)</p> <p>指導センターは生活衛生運営の適正化及び振興に関する法律に基づき知事が指定したものであり、全国47都道府県において設立され指定を受けている。</p> <p>(事業の運営方法)</p> <p>指導センターの事業については、設立当初から国及び県の補助金により実施されており、その後、標準営業約款事業や試験研修センター事務委託等事業収入など委託費収入が見込める事業も実施するようになったが、主な事業は現在においても補助金により実施されている。</p> <p>(補助金の概要)</p> <p>県は、指導センターの実施している次の2つの事業に対して経費の補助を行っている。 生活衛生指導助成事業については係る経費の2分の1づつを県と国で補助している。生活衛生関係営業振興事業については国が生活衛生営業の振興事業の財源を地方交付税措置したものを県が単独で補助している。</p> <p>(県の補助が必要な理由)</p> <p>公衆衛生の見地から、県民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生営業について、衛生施設の改善向上、経営の健全化等を通じてその衛生水準の維持向上を図り、併せて利用者又は消費者の利益の擁護に資し、県民生活の安定に寄与することを目的とするために、指導センターの適切な経営相談指導事業の充実等について、県が指導センターに補助する必要があり、生衛法により助成が規定されている。</p> <p>(結論)</p> <p>以上のことから、指導センターが事業を実施するにあたり、県からの補助金は必要不可欠であり、今後も引き続き補助していく必要がある。支出中の人件費の割合が大きいため、財務分析表における管理比率や人件費率が高率となっているが、職員を配置することが、補助要綱で定める事業(経営指導員設置事業、相談室設置事業)となっており、実質は事業費に相当すると考えられる。</p>

公社等経営評価総括表

公社等の名称 (財)青森県生活衛生営業指導センター

1 マネジメント評価

項目	公社等自己評価					所管課評価				
	はいの数	いいえの数	はいの割合	今年度の評価	前年度の評価	はいの数	いいえの数	はいの割合	今年度の評価	前年度の評価
(1) 経営理念・基本目標、中長期経営計画、提言への対応	15	0	100.0%	A	A	15	0	100.0%	A	A
(2) 事業内容等	10	0	100.0%	A	A	10	0	100.0%	A	A
(3) 組織体制等	11	3	78.6%	B	A	11	3	78.6%	B	A
(4) 事業遂行の効率性等	9	0	100.0%	A	A	9	0	100.0%	A	A
マネジメント評価総合				A	A				A	A

2 財務評価

項目	公社等自己評価	
	今年度	前年度
(1) フローチャートによる評価	C	C
(2) 財務分析比率による傾向	+	-

3 総合

(1) 公社等自己評価					(2) 所管課評価	
マネジメント評価		財務評価			マネジメント評価	
今年度	前年度	フローチャート	財務分析比率	今年度	前年度	前年度
A	A	C	+	A	-	A

【評価基準】 「A」……良好 「B」……概ね良好 「C」……改善を要する 「D」……大いに改善を要する

4 公社等経営評価委員会のコメント

本法人と所管課からのマネジメント評価及び財務評価は、概ね妥当である。

しかしながら、本法人は、経営相談等の自らの日常業務の貢献度が会費収入増に繋がること、また、補助金に頼らずに、本法人の事業活動を円滑に遂行していくための自主財源の安定的な確保を可能とすることを自覚することが肝要である。

また、県内の衛生営業施設の改善向上と経営の健全化に主体的に前向きに取り組んでいくことの重要性について、本法人が各事業者に対し指導していくことを強く求めるものである。